

## 京都市告示第419号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和34年11月1日京都市告示第232号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月27日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第5971号	平成 29.10.11	メートル 4.00 ～ 5.88	メートル 36.48	京都市右京区太秦京ノ道町26番地の3、27番地の7、27番地の8、27番地の25、27番地の39及び27番地の40の各一部	敷島住宅株式会社 代表取締役 川島永好

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)